【韓国】スマート農業の育成及び支援に関する法律の制定

海外立法情報課　藤原　夏人

＊情報通信技術等を活用して農業の効率化、自動化を図る「スマート農業」の導入を促進するため、2023 年 7 月 25 日、「スマート農業の育成及び支援に関する法律」が制定された。

1　背景と経緯

韓国統計庁が毎年公表する「農林漁業調査」[1]によると、2003 年に約 353 万人であった韓国の農家人口[2]は、2023 年に約 209 万人に減り、直近 20 年で 40%以上減少した。また、高齢化も進んでおり、農家人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が、2023 年に初めて 50%を超えた（52.6%）。

今後、一層深刻になると見込まれる農業の担い手不足への対応策として、近年、韓国において、情報通信技術、人工知能（AI）、ドローン等の先端技術を活用して農作業を自動化、効率化する「スマート農業」への関心が高まっている。韓国では、2007 年の米韓自由貿易協定への署名を契機として、自国の農業競争力向上、農業の担い手不足解消等の諸課題に対応するため、歴代政権によりスマート農業の促進に向けた政策が展開されてきた。2022 年 5 月に発足した尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権においても、「農業の成長産業化」を国政課題の 1 つに掲げるとともに、同年 10 月に公表した「スマート農業の展開を通じた農業革新案」[3]の中で、スマート農業への体系的支援を行うための根拠法を制定することを表明した。同年 11 月 10 日、「スマート農業の育成及び支援に関する法律案」[4]が、政府提出法律案として国会に提出され、2023 年 6 月 30 日に国会本会議で可決、同年 7 月 25 日に公布された（法律第 19570 号、2024 年 7 月 26 日施行）[5]。

2　スマート農業の育成及び支援に関する法律の概要

全 6 章（本則 25 か条及び附則 2 か条）から成る。構成は次のとおりである。第 1 章：総則（第 1 条～第 3 条）、第 2 章：スマート農業の育成及び支援の体系（第 4 条～第 7 条）、第 3 章：スマート農業のための基盤の構築（第 8 条～第 14 条）、第 4 章：スマート農業の普及及び展開（第 15 条～第 20 条）、第 5 章：補則（第 21 条～第 24 条）、第 6 章：罰則（第 25 条）。

（1）目的（第 1 条）

農業と先端情報通信技術等の融合を通じた農業の自動化、精密化、無人化等の促進により、農業従事者の所得の増大並びに農業及び農村の成長及び発展に資することを目的とする。

（2）定義（第 2 条）

スマート農業とは、農業の生産性及び品質の向上、経営費及び労務費の節減等のため、農業

＊　本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 9 月 9 日である。

1　「농가 및 농가인구」 <https://www.index.go.kr/unity/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2745>

2　各農家において生計を同じくする者を全て含んだ人口。

3　「현장과 민간 중심, 농업생산의 30% 스마트농업 전환：농식품부, 「스마트농업 확산을 통한 농업혁신 방안」 발표」 <https://nsp.nanet.go.kr/plan/subject/detail.do?nationalPlanControlNo=PLAN0000044648>

4　「[2118195] 스마트농업 육성 및 지원에 관한 법률안(정부)」議案情報システムウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_Z2A2U1E1S1K0U1Q3G1O7R5Q9C6E5G4>

5　「스마트농업 육성 및 지원에 관한 법률(법률 제19570 호)」国家法令情報センター <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=252869&efYd=20240726#0000>

分野に情報通信技術等の先端技術を用いた農業をいう。また、スマート農業データとは、スマート農業を経営する過程で生成され、又は活用される生育環境、生育状態等に関する情報であって、数値、文字、映像等の形態で表示されたものをいう。

(3) 基本計画の策定（第 4 条）

農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、スマート農業及び関連産業を戦略的及び体系的に育成するため、5 年ごとにスマート農業育成のための基本計画（育成目標、人材養成、技術研究開発、データ収集等に関する事項）を策定しなければならない。

(4) スマート農業支援センター（第 6 条）

長官は、スマート農業分野に専門性を有する公共機関を、スマート農業支援センターに指定し、スマート農業の育成及び支援に必要な業務を遂行させることができる。

(5) スマート農業専門人材教育機関（第 8 条）

長官は、スマート農業に関連する専門人材の養成に必要な人材、施設等の要件を備えた者をスマート農業専門人材教育機関に指定し、専門人材養成に必要な教育をさせることができる。

(6) スマート農業管理士（第 9 条）

スマート農業に関する教育、指導、技術普及、情報提供、相談等を行う「スマート農業管理士」資格を創設する。資格試験は長官が実施し、試験科目等の詳細は下位法令で定める。

(7) スマート農業に関する標準化事業の推進（第 12 条）

政府は、関連機材・資材、スマート農業データ等に関する標準化を推進することができる。

(8) スマート農業データプラットフォーム（第 13 条）

長官は、スマート農業データを効率的に収集し活用するため、スマート農業データのプラットフォームを構築し運営することができる。構築及び運営に必要な事項は下位法令で定める。

(9) スマート農業支援拠点団地（第 14 条）

長官は、スマート農業に特化した農業従事者を育成し、スマート農業関連技術の実証、スマート農業データの活用等を総合的に支援するため、市・道知事（日本の都道府県知事に相当）の申請によりスマート農業支援拠点団地を指定することができ、指定された拠点団地の育成のために必要な支援を行うことができる。

(10) スマート農業育成地区（第 15 条～第 17 条）

長官は、スマート農業及び関連産業を集積化し、地域単位で展開させるため、市・道知事の申請により、スマート農業育成地区（以下「育成地区」）を指定し、指定された育成地区の造成のために必要な支援を行うことができる。

育成地区の造成は、当該育成地区を管轄する地方公共団体の長が実施する。ただし、必要に応じてその全部又は一部を地区造成事業施行者（韓国農業技術振興院、韓国農水産食品流通公社等の 4 機関）に実施させることができる。育成地区の指定を受けた地方公共団体の長又は地区造成事業施行者は、地区造成事業実施計画を策定し、長官の承認を得なければならない。

3　その後の動向

韓国政府は 2027 年までに農業生産の 30%をスマート農業による生産に転換することを目標に、「第 1 次スマート農業育成基本計画（2025-2029）」の策定を進めている[6]。

---

[6] 「오는 2027 년까지 스마트농업 비중 30%까지 늘린다」政策ブリーフィング, 2024.7.25. <https://www.korea.kr/news/policyNewsView.do?newsId=148931898>